

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成 24 年 11 月 14 日
花巻農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化に係る措置（方針制定、体制整備、貸付け条件変更等）の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化法に係る基本方針の概要

当組合では、金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づき、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文は、別紙1「金融円滑化にかかる基本方針」をご参照ください。
平成 22 年 2 月 1 日に公表しております。

2 金融円滑化法に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- （1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- （2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」とし、金融推進部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。
- （3）各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化に係る対応状況を把握し、金融推進部へ報告することとしております。
- （4）各支店等では、金融円滑化に係る取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

3 金融円滑化法に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- (1)お客さまからの、金融円滑化に係るご相談の窓口を金融推進部に設置しているほか、各支店等においても承っております。
- (2)お客さまからの、当組合の金融円滑化に係る措置に対する苦情については、金融推進部融資課に受付窓口を設置しております。また、各支店等で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融推進部に連絡をし、金融推進部と各支店等が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。
- (3)各支店等では、金融円滑化に係る取引の苦情相談内容について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

※ お客さまのご相談窓口、苦情相談窓口については、別紙2のとおりとなります。

4 中小企業のお客さまの事業改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業のお客さまの事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- (1)金融円滑化責任部署（または、金融円滑化協議会等）を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。
- (2)特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農指導担当部門及び農家支援対策部署とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3)また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

5 中小企業のお客さまからの債務の弁済に係る負担軽減の申込み等への対応措置の状況

別表1「法第4条に基づく措置の実施状況」のとおり。

6 住宅資金をご利用中のお客さまからの債務の弁済に係る負担軽減の申込み等への対応措置の状況

別表2「法第5条に基づく措置の実施状況」のとおり。

以 上

(平成 22 年 1 月 21 日制定)

改正 平成 25 年 7 月 29 日

金融円滑化にかかる基本的方針

当 J A いわて花巻（以下「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 A D R 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再

生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

(1) 金融円滑化管理委員会の設置

組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 金融円滑化管理責任者の設置

金融担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 金融円滑化管理担当者の設置

各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附 則（平成22年1月21日）

この方針は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成25年7月29日）

この改正方針は、平成25年4月1日から遡及施行する。

平成30年4月1日
花巻農業協同組合

金融円滑化へのご相談窓口のご案内

当JAでは、農業および地域の金融の円滑化に積極的に取り組んでいるところ
です。

現在、経済環境や雇用情勢が一段と厳しさを増していることに対応するため、
本支店の「ご相談窓口」で、組合員および住宅ローンご利用のお客様から、き
め細やかなご相談に応じておりますのでお知らせします。

以上

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
J Aいわて花巻金融本店	花巻市野田 335-2	本店営業課	0198-23-0984
花巻支店	花巻市豊沢町 244-1	金融課	0198-24-9111
矢沢支店	花巻市高木 11-75	金融課	0198-23-5218
宮野目支店	花巻市東宮野目 1-60	金融課	0198-26-2020
湯本支店	花巻市湯本 4-31-8	金融課	0198-27-2326
湯口支店	花巻市円万寺字法船 134-3	金融課	0198-28-2224
太田支店	花巻市太田 31-319-2	金融課	0198-28-2011
笹間支店	花巻市北笹間 13-45	金融課	0198-29-2211
石鳥谷支店	花巻市石鳥谷町八幡 4-160	金融課	0198-45-6331
石鳥谷東支店	花巻市石鳥谷町新堀 55-51-1	金融課	0198-45-3511
大迫町支店	花巻市大迫町大迫 4-41	金融課	0198-48-3112
東和町支店	花巻市東和町土沢 6区 111	金融課	0198-42-3115
北上支店	北上市流通センター 19-33	金融課	0197-71-1322
みなみ支店	北上市鬼柳町川原小屋 41-1	金融課	0197-67-5115
さくら支店	北上市立花 3-120	金融課	0197-61-0811
二子支店	北上市二子町鳥喰 211-1	金融課	0197-66-5051
和賀町支店	北上市和賀町藤根 18-39-3	金融課	0197-73-5111
江釣子支店	北上市上江釣子 17-210-1	金融課	0197-77-2511
岩崎支店	北上市和賀町岩崎 28-132	金融課	0197-73-7755
横川目支店	北上市和賀町横川目 11-208-28	金融課	0197-72-2311
湯田支店	和賀郡西和賀町川尻 40-40-32	金融課	0197-82-3135
沢内支店	和賀郡西和賀町沢内字太田 2-81-1	金融課	0197-85-3211
遠野支店	遠野市松崎町白岩 15-10-1	金融課	0198-62-2474
上郷支店	遠野市上郷町細越 8-11-1	金融課	0198-65-2855
宮守支店	遠野市宮守町字下宮守 29-73-18	金融課	0198-67-3111
大槌支店	上閉伊郡大槌町大槌 16-28	金融課	0193-42-4170
鶴住居支店	釜石市鶴住居町 8-36-1	金融課	0193-28-2043
釜石支店	釜石市大渡町 1-1-11	金融課	0193-22-2284

(ご相談受付時間：平日9時～17時)

なお、貸出条件変更等に係るご意見・苦情につきましては、金融部融資課
にてお受けいたします。

苦情相談窓口 (金融部融資課) 0198-22-6170

法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

別表1

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件変更等の申込を受けた貸付債権の額	0	0	14	397	14	397	20	541	25	558	26	561	28	577	28	577	30	583
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	3	108	9	260	13	393	15	396	16	404	18	418	18	418	19	419
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	4	135	4	135	5	139	6	144	6	144	6	144	6	144
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	10	287	0	0	1	3	3	14	1	3	1	5	0	0	1	4
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	1	1	1	1	2	8	2	8	3	10	3	10	4	15	4	15

平成24年 3月末		平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末		平成25年 6月末		平成25年 9月末		平成25年 12月末	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
33	681	35	699	35	699	36	755	36	755	36	755	36	755	36	755
21	430	24	530	25	540	26	595	26	595	26	595	26	595	26	595
6	144	6	144	6	144	6	144	6	144	6	144	6	144	6	144
2	91	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	15	4	15	4	15	4	15	4	15	4	15	4	15	4	15

(注) 実施状況における「貸付けの条件変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

別表2

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件変更等の申込を受けた貸付債権の額	3	26	11	117	18	200	28	300	32	360	35	391	44	504	53	595	61	683
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	7	68	10	111	17	198	20	220	22	233	26	277	28	305	34	352
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	4	51	8	89	8	89	10	115	10	115	15	182	20	224
うち、審査中の貸付債権の額	3	26	4	51	4	37	3	13	3	29	2	21	7	90	9	86	6	85
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21	1	21	1	21	1	21	1	21

平成24年 3月末		平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末		平成25年 6月末		平成25年 9月末		平成25年 12月末	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
66	728	69	753	71	762	75	788	80	847	82	863	83	865	84	874
38	421	43	462	46	478	47	483	51	501	54	546	54	546	54	546
20	224	20	224	21	228	22	233	24	253	24	253	24	253	26	268
5	32	3	16	1	4	3	21	2	42	1	12	2	14	1	9
3	50	3	50	3	50	3	50	3	50	3	50	3	50	3	50

(注) 実施状況における「貸付けの条件変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。